

次のとおり落札者及び契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定によって公告する。

平成20年5月19日

広島県知事 藤田雄山

県決第4号

1 調達内容

(1) 借入件名

輪転臘写機（デジタル印刷機）の借入れ、保守及び消耗品の供給（県一般20第2号）

(2) 借入件名の数量

次表のとおり。

分類	台数
モノクロ機	A 3機
	B 4機

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県会計管理部用度課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 落札者及び契約の相手方を決定した日

平成20年3月6日

4 落札者及び契約の相手方の氏名及び住所

分類	氏名	住所
モノクロ機	A 3機 デュプロ株式会社 広島支店	広島市西区南観音五丁目14-6
	B 4機 株式会社弘法	広島市中区千田町一丁目3-4

5 落札金額又は契約金額

分類	落札金額又は契約金額（単価）
モノクロ機	A 3機 マスター1本 8,400.04円
	インク1本 5,020円
	B 4機 マスター1本 7,302.75円
	インク1本 3,444円

6 落札者及び契約の相手方を決定した手続

分類	手続
モノクロ機	A 3機 一般競争入札
	B 4機 随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号該当

8 入札公告日

平成 20 年 1 月 25 日